

十善寺地区まちづくり情報センター及び蔵の資料館における
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月1日

1 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更))を踏まえ、十善寺地区まちづくり情報センター及び蔵の資料館における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項について整理したもの。

2 常設展示の実施に際して講ずるべき具体的な対策

(1) 基本対策

- ア 対人距離を確保(可能な限り2mを目安)する。
- イ 感染防止のために入館制限を実施することが必要な場合は、施設の状況に即して入館時間や入館可能な人数を制限する。
- ウ 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合、以下のような対応を行う。なお、高齢者や持病のある者については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を行う。
 - ・ 速やかに下記保健所へ連絡を行う。
長崎市新型コロナウイルス感染症一般相談窓口
095-829-1153 毎日9時00分～17時30分
 - ・ 対応する従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護策を講ずる。
 - ・ 救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに事後の状況を把握する。
 - ・ 当該者が感染していた時には保健所等との連携の下に、速やかな情報公開等事後の対策を講ずる。

(2) 来館者の安全確保ために実施すること

- ア 来館前の検温実施の要請のほか、来館自粛を求める条件を事前にホームページ等で周知するとともに、施設の入口に明示する。

〈明示の例〉

- ・ 37.0℃以上の発熱がある場合
- ・ 咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ・ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国、地域への訪問歴がある場合 等

- イ 感染者が発生した際には来館者への注意喚起を行う。
- ウ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を要請する。消毒液は、当該場所に最適なものをを用いることとし、不足が生じないように定期的に点検し、補充する。
- エ パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とする。

(3) 従事者の安全確保のために実施すること

- ア 従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- イ 従事者に対して定期的な検温を促し、特に37.0℃以上の熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内で記録する。また、発熱の他、下記の症状に該当する場合は自宅待機とし、施設を閉館する。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、
 - 目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ウ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒の実施を徹底する。
- エ 従事者から来館者に対する留意事項の説明や誘導のための必要な発話、及び来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすため、館内放送やボード等による案内を活用する。
- オ 従事者に感染が疑われる場合は、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(4) 施設利用に当たって特に留意すべきこと

- ア 来館者同士の距離を確保する（可能な限り2mを目安）。

(5) 施設管理

- ア 館内
 - ・ 清掃、消毒、換気の実施を徹底する。
 - ・ 展示室の入口等に行列が生じる場合、可能な限り2mを目安に間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
 - ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にすると共に、特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、貸出材、展示ケースのガラス面等）の清掃は、消毒を徹底する。
 - ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者には、マスクや手袋の着用を徹底する。
 - ・ 清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、必ず手洗いを行う。

イ 窓口

- ・ 窓口対応を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより来館者との間を遮蔽する。
- ・ 行列ができる場合は、可能な限り 2 m を目安に間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。

ウ ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう促す。
- ・ 常時換気を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 従事者が使用する際は、入退室の前後に手洗い・手指の消毒を行う。

エ トイレ

- ・ 定期的に清掃、消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ トイレの混雑が予想される場合、可能な限り 2 m を目安に間隔を空けた整列を促す。

(6) 広報・周知

ア 従事者及び来館者に対して、以下について周知する。

- ・ 健康状態等による来館自粛の要請（37.0℃以上の発熱、咳・咽頭痛など症状がある場合。また、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐がある場合も来館の自粛を要請する。）
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 差別防止の徹底
- ・ 本ガイドライン遵守の徹底